

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 —第2弾—

令和2年3月11日

神戸市においては、これまでに9例(兵庫県発表分を合わせると10例)の新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)患者が発生した。今後、当分の間、市民、企業、関係機関等の協力を得ながら、さらなる感染拡大防止に向けて、最大限の努力を継続する。

一方、この感染症との戦いは世界的な流行拡大を踏まえると、短期間で収束することが見通せない状況であることから、感染拡大防止に努めながらも、子どもたちの居場所づくり、市民の暮らし、経済活動等をできる限り回復・維持していく努力も必要である。

このため、本市として以下の措置を講ずることとする。

1. 感染拡大防止への取り組み

神戸市内においても感染症患者が増加傾向にあるとともに、感染症患者クラスターの発生が濃厚な状況にある。これまでの感染拡大防止の取り組みを進めながら、国のクラスター対策の専門家の知見も活用しながら、保健所を中心とした関係組織の持てる力を

* クラスターが新たなクラスターを生み出すことを防ぐ

* 重症化した患者、あるいはそのリスクの高い患者に対し、適切な医療を確保することに集中投下することが必要である。

あわせて、市民の皆様に対し、集団感染を防ぐため、

① 換気が悪い、不特定多数の人が密集して過ごす空間は避けましょう

② 風通しの良い空間づくりを心がけましょう。

また、引き続き、感染症対策の3つの基本

① こまめな手洗いをしよう

② 咳エチケットに努めよう

③ 発熱等の風邪症状の時は外出を控えよう

を守っていただき、冷静な行動を呼びかける。

2. 学校園について(教育委員会)

3月15日(日)までとしていた市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の臨時休業を、下記のとおり春休み開始まで延長する。

・ 3月19日(木)まで 高等専門学校

・ 3月23日(月)まで 高等学校

・ 3月25日(水)まで 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

ただし、児童生徒の生活状況を把握するとともに、春季休業中の指導等を行うため、登

校前の検温の徹底、感染防止対策に十分に配慮した上で、3月17日(火)から小学校、中学校において分散登校(この登校は授業日ではないため、必ず登校させるものではない。)を実施する。

(小・中学校の分散登校日)

- ・ 3月17日 小1・小4
- ・ 3月18日 小2・小5・中1
- ・ 3月19日 小3・小6・中2

※ただし、小規模校等については上記と異なる場合がある。

その際、小学校においては、登校児童全員(分散登校日に指定された学年)に通常献立の給食、中学校においては給食申込者(分散登校日に指定された学年)のみ給食を提供する。これらの給食の食材費は公費負担とする。

特別支援学校では、小集団でも感染リスクが高いため、分散登校は実施しないが、年度末までに1回の登校をお願いする。

市立幼稚園については、引き続き、家庭で保育できない幼児について、預かることとする。

私立幼稚園については、引き続き、家庭で保育できない幼児について、預かる対応を要請する。

3. 社会教育施設(教育委員会)、その他市有施設等について

閉館中の市立図書館については、3月17日(火)から開館する。ただし、年代区分による入館時間帯の設定(協力依頼)など感染防止のための必要な措置を講じた上、閲覧室・座席の利用の禁止など一部サービスを制限し、館内滞在時間を30分以内とする。

神戸市立博物館及び美術館については、団体による来館など密集した観覧の禁止、接触する展示物の撤去など感染防止の必要な措置を講じた上、3月17日(火)から開館する。

神出自然教育園については、子どもたちの野外活動の場の確保の観点から、3月17日(火)より開園する。

その他の市内施設については、原則としてこれまでと同様の措置を3月25日(水)まで継続する。

4. 保育園等について

市内施設において感染例が発生したことから、体調不良者について出勤・登園させない措置をさらに徹底したうえで、引き続き、市立、私立とも、臨時休業は行わない。あわせて、感染防止の観点から可能な限り家庭保育を要請する。

5. 学童保育について

体調不良者について出勤・来所させない措置をさらに徹底したうえで、春休みまでは引き続き、通常の長期休暇と同様、午前中からの保育を実施することとする。学童保育にあたる職員確保に資する特別加算、教員のサポート派遣についても継続して実施する。

- ・ 3年生以下 午前中から学童保育で預かり
- ・ 4年生以上 学校で受入、放課後、必要な場合は学童保育で預かり

6. 企業等への要請について

引き続き、子どもを養育する従業員、職員で必要がある者に配慮し、休暇の取得、在宅勤務等が可能となるよう対応を求める。

7. 経済対策について

中小・小規模事業者に対する経営等相談窓口「ひょうご・神戸経営相談センター」を産業振興センターに設置し、融資制度をはじめ各種相談を実施するとともに、新型コロナウイルス対策のための「経営円滑化貸付」を通じて、引き続き、市内事業者の資金調達を支援する。

また、国の緊急対策においても、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」による金利の引き下げや中小・小規模事業者等に対する実質的な無利子・無担保の資金繰り支援、雇用調整助成金の特例措置の拡大など、各種支援策が打ち出されており、状況に応じてこれら施策を効果的に活用する。

8. 屋外活動を通じた児童の居場所の確保

3月10日(火)～3月31日(火)までのうち、市立学校の臨時休業期間及びこれに準じる措置が終了するまでの期間、地域・NPO 等が行う子ども向けプログラムの支援(3月10日より市ホームページで受け付け開始済)を行い、神戸の資源を活用した屋外活動による児童の安全な居場所確保を進める。

その他公園等を活用した屋外プログラムも3月31日まで実施する。

9. イベント等について

3月25日(水)までの市主催イベント等について、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討し、不要不急のものについては開催を延期・中止する。

10. 予算措置について

上記について、追加で必要な予算については、既存予算や予備費等により迅速・柔軟に対応する。